

岩手県監査委員告示第28号

財政的援助団体等監査結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象団体名 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和2年11月10日
 - (2) 本監査実施日 令和3年1月6日
- 3 監査結果の公表の日 令和3年2月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
業務の委託に当たり、契約保証金を理由もなく免除しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和2年5月25日に締結した令和5年3月31日までを委託期間とする花巻広域公園の植栽管理業務委託契約においては、契約保証金に代わる担保として、損害金の支払を保証する銀行の保証書の提出を受けるよう改善を行った。